



筆者についての事実誤認も 「田村厚労大臣よ、 年金機構にダマされるな」

田

村憲久厚労大臣と立憲民主党代表代行でミスター年金の長妻昭代議士が、激しいバトルを繰り広げている。社会保障審議会・年金事業管理部会に設けられた検証作業班作成の「中間報告書」をめぐるってある。

この「中間報告書」は、3年前、年金受給者の書類（扶養親族等申告書）の入力業務を、中国の関連企業に再委託していた「SAY企画」について再調査したものだ。当時、日本年金機構や厚労省年金局は、中国側には「氏名とフリガナ」だけしか渡っていないと説明していた。

しかし「中間報告書」は、「実際には、その他の情報が開示されていた可能性がある」と記載。「情報漏洩の可

能性についての機構の説明は不十分である。客観的根拠を示したうえで、情報漏洩の可能性の有無について説明する必要がある」と指摘している。

これまでの説明と真向から対立する内容だけに、2月17日の衆議院予算委員会で長妻代議士が質問したところ、機構の水島藤一郎理事長は、当時、法令等違反窓口でSAY企画の契約違反を通報してきた匿名メールをはじめて公表した。そこには「大量の個人情報報が中国のネットで入力されています。普通の人でも自由に見られています」と書かれていたうえ、サンプルとして一組の夫婦の個人情報報が列記されていた。

「氏名とフリガナ」のほか、夫の生年月日、妻の生年月日、ふたりの自宅住所と自宅電話

だ

番号、妻の年間所得額に加え、ふたりのマイナンバーまでが記されていたのである。水島理事長は、これら個人情報報はすべて実在する人物のもので、真正な記録であることも認めている。

からこそ長妻代議士は、徹底的な再調査を田村大臣に求めているのだ。マイナンバーを含む個人情報報が、大量に中国側に流出していて、普通の人が自由に見ていたとすれば、オレオレ詐欺などの犯罪集団が入手し、すでに多数の被害者が出ているかもしれない。空恐ろしくなるほど深刻な問題なのだが、田村大臣は、調査への重い腰を一向に上げようとしない。再調査などされたら困る年金局が、「実態を隠す欺瞞のレクチャー」を繰り返しているのだらう。

田村大臣が、年金局の虚偽説明に惑わされ、事態を正確に認識していないことは、「中間報告書」への以下の国会答弁でも明らかだ。（個人情報報

漏洩の可能性への指摘は検証作業班）4人の中のおひとり仰っている話で、4人が合意しているわけではない。

この「おひとり」とは、私のことである。SAY企画の事故後、「検証作業班」は年金事業管理部会の委員のなかから4名が指名され発足した。そのひとりが私で、「中間報告書」のドラフト担当として、「中間報告書（詳細版）」の草稿を書き上げている。

その草稿を、もうひとりの委員が2ページの報告書に要約。それに他の委員が加筆修正し、意見が分かれたところは両論併記としたのち、年金事業管理部会の増田寛也部長と大山永昭部会長代理も交え、6委員による複数回の協議を経て完成させたものだ。

昨年10月2日、部会に提出するにあたっては、増田部会長から要望のあった記述変更を得て採用している。田村大臣は、少なくとも国会での誤った答弁だけでも、早急に訂正すべきだろう。

いわせ・たつや／55年和歌山県生まれ。編集プロダクション勤務を経てフリー。'04年、『年金大崩壊』『年金の悲劇』で講談社ノンフィクション賞受賞。新著『キツネ目 グリコ森永事件全真相』が好評発売中

この欄は森功氏、岩瀬達哉氏、青木理氏、金平茂紀氏のリレー連載です

(株)SAY企画における扶養親族等申告書等データ入力等の業務委託処理状況表

① 平成30年分 扶養親族等申告書										② 平成29年分 個人番号申出書									
SAY企画への委託					正常納品					SAY企画への委託					正常納品				
引渡回数	委託日	件数	納品日	件数	納品日	件数	納品日	件数	件数	引渡回数	委託日	件数	納品日	件数	納品日	件数	件数		
1	10月2日	182,847	10月10日	0	10月10日	0	10月10日	190,826	0	1	10月2日	190,826	10月10日	0	10月10日	0	0		
2	10月10日	589,179	10月16日	0	10月16日	0	10月16日	385,654	0	2	10月10日	385,654	10月16日	0	10月16日	0	0		
3	10月16日	708,795	10月23日	0	10月23日	0	10月23日	586,461	0	3	10月16日	586,461	10月23日	0	10月23日	0	0		
4	10月23日	915,175	10月30日	0	10月30日	0	10月30日	749,731	0	4	10月23日	749,731	10月30日	172,934	10月30日	0	0		
5	10月30日	937,191	11月6日	407,325	11月6日	407,325	11月6日	816,012	0	5	10月30日	816,012	11月6日	207,642	11月6日	0	0		
6	11月6日	437,608	11月13日	406,610	11月13日	406,610	11月13日	375,015	0	6	11月6日	375,015	11月13日	187,227	11月13日	0	0		
7	11月13日	0	11月20日	168,837	11月20日	168,837	11月20日	647,043	0	7	11月13日	647,043	11月20日	1,417,365	11月20日	0	0		
8	11月20日	0	11月27日	0	11月27日	0	11月27日	552,295	0	8	11月20日	552,295	11月27日	1,611,973	11月27日	0	0		
9	11月27日	0	11月30日	0	11月30日	0	11月30日	1,211	0	9	11月27日	1,211	11月30日	157,245	11月30日	0	0		
10	12月4日	1,099,019	12月4日	164,625	12月4日	164,625	12月4日	424,490	0				12月4日	489,529	12月4日	0	0		
		662,844	12月11日	424,490	12月11日	424,490	12月11日	126,219	0										
		0	12月12日	126,219	12月12日	126,219	12月12日	171,352	0										
		0	12月13日	171,352	12月13日	171,352	12月13日	0	0										
		0	12月14日	0	12月14日	0	12月14日	159,207	0										
		0	12月15日	159,207	12月15日	159,207	12月15日	251,159	0										
11	12月11日	444,732	12月18日	212,020	12月18日	212,020	12月18日	464,163	0										
		0	12月19日	464,163	12月19日	464,163	12月19日	720,910	0										
		0	12月20日	720,910	12月20日	720,910	12月20日	622,664	0										
		0	12月21日	622,664	12月21日	622,664	12月21日	1,397,997	0										
12	12月18日	374,310	12月22日	1,397,997	12月22日	1,397,997	12月22日	219,114	0										
		0	12月23日	219,114	12月23日	219,114	12月23日	13,576	0										
		0	12月24日	13,576	12月24日	13,576	12月24日	158,485	0										
		0	12月25日	158,485	12月25日	158,485	12月25日	232,504	0										
13	12月25日	276,692	1月4日	232,504	1月4日	232,504	1月4日	288,386	0										
		0	1月9日	288,386	1月9日	288,386	1月9日	79,302	0										
14	1月9日	135,840	1月15日	47,543	1月15日	47,543	1月15日	128,052	0										
15	1月15日	54,892	1月22日	128,052	1月22日	128,052	1月22日	61,204	0										
16	1月22日	47,747	1月29日	61,204	1月29日	61,204	1月29日	25,288	0										
17	1月29日	25,533	2月5日	51,443	2月5日	51,443	2月5日	0	0										
18	2月5日	52,133	2月13日	0	2月13日	0	2月13日	81,198	0										
		0	2月8日	81,198	2月8日	81,198	2月8日	7,004,371	0										
		6,944,537	計	6,923,173	計	6,923,173	計	7,004,371	0										
委託件数計			納品件数計	7,004,371	納品件数計	7,004,371	納品件数計	7,004,371	0										
			委託件数一納品件数	(※2) -59,834	委託件数一納品件数	(※2) -59,834	委託件数一納品件数	(※2) -59,834	0										
			計	4,304,248	計	4,304,248	計	4,304,248	0										
			納品件数計	4,304,248	納品件数計	4,304,248	納品件数計	4,304,248	0										
			委託件数一納品件数	(※3) 60,333	委託件数一納品件数	(※3) 60,333	委託件数一納品件数	(※3) 60,333	0										

令和3年3月29日
調査及び立法考査局
外交防衛調査室・課

◆御依頼日：3月26日

◆御依頼内容

中国の国家情報法について

2017.10

SAY中国へ

1 国家情報法の概要

6/28

国家情報法は、2017年6月27日に公布され、同月28日に施行されました。

国家情報法は、習近平政権が国家安全政策の基本原則として打ち出した「総合的国家安全観」に基づき2014年以来行われてきた国家安全関連立法の一つであり（資料1, p.65）、国の情報活動の在り方や実施体制について明確な法的根拠を示したものです（資料1, p.67）。

国家情報法は、国の情報活動を定義し、その実施体制と国家情報活動機構の職権を定めています。また、国民及び組織は、法に基づいて国の情報活動に協力し、国の情報活動の秘密を守らなければならない、国は、そのような国民及び組織を保護するなど、国民の権利義務についても規定されています（資料1, pp.68-69）。

2 懸念点

(1) 国民等の協力義務

国家情報法をめぐっては、国内外の組織や個人に対する監視や情報収集の強化につながりかねないとの懸念が示されており、特に、国民等の情報活動への協力義務について、在外中国国民・企業が情報機関にスパイ行為を働くよう指示された場合にはこれを拒めないとの指摘があります（資料2）。また、国家情報法が広範囲に適用されるならば、外資系企業で働いている中国国民は自分の雇用者に対するスパイ行為を要求され得るとの指摘もあります（資料3, p.70）。

(2) 政府によるデータへのアクセス

国家情報法第14条は、国家情報活動機構が、関係する機関、組織及び国民に対し、必要な指示、援助及び協力の提供を求めることができることを定めています。この規定等により、非常に広範な情報についてガバメントアクセス（GA）政府等による民間部門が保有する情報への強制力を持ったアクセス）が認められる一方、国家情報法においては、政府が取得した情報の取扱いに関する規律が含まれていないことが指摘されています。また、国家情報法による権限が、データのローカライゼーション義務などと組み合わせられた場合、中国に情報を移転してしまえば、当該情報について、広範なアクセスを実質的に許容され、中国の国有企業等に再移転される懸念も生じ得ることが指摘されています（資料4, p.12）。

3 中国側の主張

中国外交部は、国家情報法第8条において、国家情報活動に際して人権及び個人・組織の合法的権益を保障すべきことが定められている点を指摘しています（資料5）。

第14条

国家情報活動機構は、法に従い情報活動を行うに当たり、関係する機関、組織及び国民に対し、必要な支持、援助及び協力の提供を求めることができる。

第15条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、厳格な許可手続を経て、技術的偵察措置⁽⁸⁾及び身分保護措置⁽⁹⁾を講ずることができる。

第16条

国家情報活動機構の活動要員は、法に従い任務を遂行するに当たり、国の関係規定に基づき、許可を得て、必要な証明文書を提示することにより、立入りが制限されている関係区域・場所に立ち入り、関係する機関、組織及び個人に対し関係する状況について聴取又は質問を行い、関係する公文書、資料及び物品を閲覧又は押収することができる。

第17条

国家情報活動機構の活動要員は、緊急の任務を遂行する必要がある場合、必要な証明文書を提示することにより、通行の便宜を受けることができる。

国家情報活動機構の活動要員は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、関係する機関、組織及び個人の交通手段、通信手段及び土地建物を優先的に使用又は法により接収することができ、必要な場合、関連の活動場所及び施設・設備を設置することができる。任務の終了後は、速やかに返却又は原状回復し、かつ、規定に従い相応の費用を支払わなければならない。損失を生じさせたときは、補償しなければならない。

第18条

国家情報活動機構は、業務上の必要に基づき、国の関係規定に従い、税関、出入国検査等の機関に対し検査免除等の便宜供与を求めることができる。

第19条

国家情報活動機構及びその活動要員は、法に厳格に従って業務を行わなければならない。職権を逸脱若しくは濫用し、国民及び組織の合法的権利利益を侵害し、職務上の便宜を利用して本人若しくは他人の私利を貪り、又は国家機密、営業秘密若しくは個人情報を漏えいすることがあってはならない。

第3章 国家情報活動の保障

第20条

国家情報活動機構及びその活動要員は、法に従い情報活動を行うに当たり、法律の保護を受ける。

第21条

国は、国家情報活動機構の整備を強化し、その機構設置、人員、編制、経費及び資産に対し特別な管理を実施し、特別な保障を与える。

国は、情報活動の必要に応じた採用、異動、考査、訓練、待遇、離職等の管理制度を構築する。

(8) 通信傍受等のことを指す。

(9) 情報活動要員等に対する身分保護等の措置を指す。

2021年2月16日
厚生労働省年金局

未定稿（取りまとめ作業未了）

日本年金機構における業務改善計画の実施状況等の検証作業班 中間報告書
2020年〇月

1、検証作業班における確認事項

(1) 経過

- ・日本年金機構（以下「機構」）は毎年、年金受給者から扶養親族等申告書の提出を受け、源泉徴収等の事務処理を行っている。2017年8月、機構は（株）SAY企画に対し、686万人分の申告書及び430万人分のマイナンバー申出書（氏名、住所、電話番号、生年月日、家族構成、年金受給者の年間所得額に係る情報などを含む）のデータ入力業務を約1億8千万円で委託した。ところが、同社は予定していた人員を集めることができず、中国の事業者へデータ入力の一部を無断で再委託を行い、多くの入力ミスなどがなされていたことが発覚した。
- ・これを受けて、機構は2018年1月以降、自らデータ再作成などの対応を行ったほか、検証・原因究明等のため4月に外部の有識者4名からなる「日本年金機構における業務委託のあり方等に関する調査委員会」（以下「調査委員会」）を設け、約一か月で報告書がとりまとめられた。社会保障審議会年金事業管理部会での審議も経て、6月、厚労大臣から機構に業務改善命令が発出された。機構では、これを受けて業務改善計画を策定し、その実施がなされている。
- ・当検証作業班は、平成30年6月29日開催の第37回年金事業部会において、以下の確認事項を委嘱され、業務改善計画の進捗状況を確認する役割を担い、調査活動が続けてきた。

(2) 確認事項

以下の事項について検討・実施状況の確認を行う。

- ① 調達ルール・外部委託管理ルールの見直しに関すること（諸規程等改正）
- ② 組織体制の強化に関すること
- ③ インハウス型委託の推進に関すること
- ④ 人事体系・本部組織のリスク管理の見直し等に関すること

2、確認結果

上記確認事項については、本件中間報告書を作成するにあたっての調査・検討において業務改善計画に記載されたとおり履行されていることを確認した。

3、その他調査を踏まえた指摘事項

調査の過程で以下の事項が議論され、検証作業班メンバーより、以下の見解

が示された。

(機構の設けた調査委員会の第三者性について)

- ・機構の設けた調査委員会では、4名の委員のうち1名は機構の顧問弁護士が務め、当該委員がヒアリングで主たる役割を担っており、第三者性に疑義がある。国会などでも第三者委員会と受け止められていたはずである。
- ・調査委員会設置時のリリース等によれば、調査委員会はもともと第三者委員会として設けられていない。第三者委員会として設置すべきだったという意見はあり得るが、調査報告書が提出され、それを踏まえた業務改善計画が実施されている現段階になってから指摘すべき事項とは思われない。

(中国事業者への情報漏洩について)

- ★ ・中国の事業者には、氏名・フリガナのみが開示されていたとされているが、実際には、その他の情報が開示されていた可能性がある (2017年12月31日に情報漏洩を伝える通報があり、これを受けて、機構は2018年1月6日から特別監査を実施。IBMに調査を依頼したが、その調査依頼項目にはSAY企画から中国の事業者に再委託した個人情報に氏名・フリガナのみだったのか、それ以外の情報も含まれていたかのデータ確認は含まれていない。氏名・フリガナのみだったとするのは、機構が独自に確認したことをIBMに伝えていただけである。)
- ・情報漏洩の可能性がゼロではなかったとしても、委託から2年半以上が経過した現時点において、情報漏洩から生じたと考えられる問題は何も確認されていない。
- ・情報漏洩の「可能性がある」と指摘するだけの根拠があるのかどうか、判断が付きかねる。
- ★ ・情報漏洩の可能性についての機構の説明は不十分である。客観的根拠を示したうえで、情報漏洩の可能性の有無について説明する必要があるとの意見があった。

(株)SAY企画と機構の委託契約について)

- ・入札プロセス、履行前審査、履行後審査の各段階において、同社に十分な業務体制のないことや契約違反が明らかになっているにもかかわらず黙認されている。また、業務委託契約書や日本年金機構会計規程に反し、問題発覚後の2018年1月15日にも7105万円の支払いがなされている。
- ・上記の点については、業務改善計画等に従い既に対応しているものと理解しているが、再発防止のためにも計画の着実な履行に努めていただきたい。なお、問題発覚後の支払いについては、契約・規程に違反するとまでは認められないものの、不適切であったことは間違いなく、再発防止を徹底されたい。

この報告書には、氏名、振り仮名のみが開示されていたとされている、中国の事業者にはですね、が、実際には、その他の情報が開示されていた可能性があります。

これは、本当ににわかに信じられないような、真つ向から、これまで三年前の国会答弁を覆すような記述が随所にあるわけですよ。

これについて田村大臣は、この作業班の中でまとまっているような答弁をされましたが、これ、議事録を見つけると、二十二ページですね、審議会の中で、検証作業班の中でずっと調査をしてきて、報告書はでき上がっている、四人の合意した報告書だと書いてあるんですよ。

合意されているわけで、これはもみ消さないでください、この報告書を。握り潰さないでいただいて、正式なものとして公表していただくというのを、大臣、指導していただかせませんでしょうか。

○田村国務大臣 それはその四人の中のお一人がおっしゃっている話で、四人が合意しているわけではないということは、これは年金事業管理部会の方で確認をされているようでありますので、そのお一人はそういうことをおっしゃられておられるようでありますけれども、中間報告としてまとまっている、案としても正式に出ていないというように私はお聞きをいたしておりますので、そういう意味ではちよつと認識が委員とは違うということがあります。

○長妻委員 今の認識は、大臣、間違っている可能性がありますので、きちつと確認をしていただきた

い。

予算委員会の中で、部会長に意見を聞いてみるみたいな話がありましたよね、予算委員会であれはどうなりました。

○とかしき委員長 田村厚生労働大臣、申合せの時間が来ておりますので、答弁は簡潔にお願いします。

○田村国務大臣 二月二十五日に部会長から状況をお聞きをいたしました、今私が申し上げたとおり、中間報告としてまとまっている、四人の中で意見がまとまっていないので成案にはなっていないということで御報告を受けております。

○長妻委員 この報告書の中でもいろいろな異論が書いてありますよ、両論が併記されています。

両論併記の前提で四人でまとまってこの二枚のペーパーが出たと私は聞いていますので、是非確認をしていただく、これは重大なことです。マインバーがおかしな扱いにされてはよくないわけですので、是非しっかりとチェック、調査していただきたいということをお願い申し上げます。質疑を終わります。

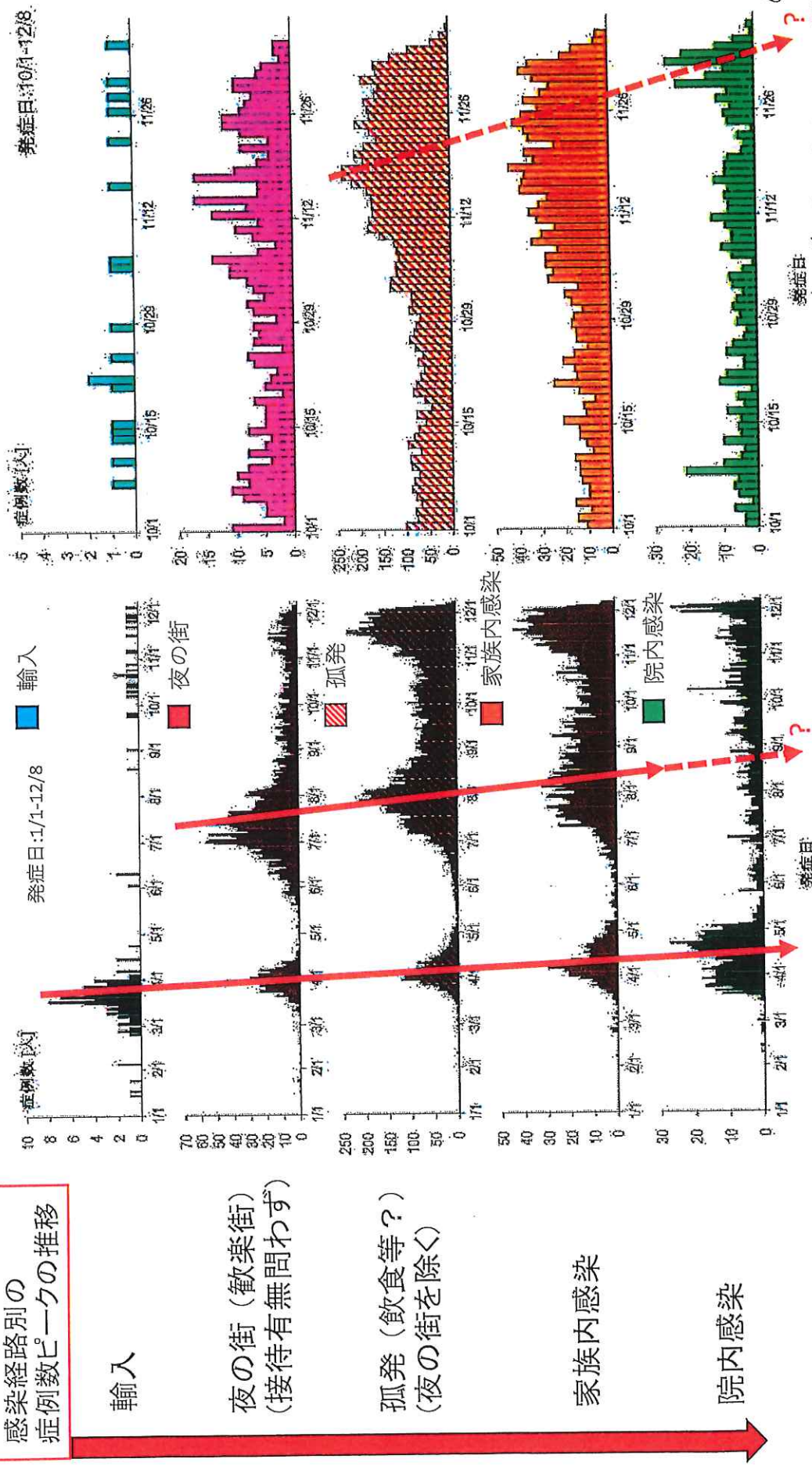
ありがとうございます。

課題②: 感染者の多くは20-50歳代 二次感染者の多くも20-50歳代

歓楽街や飲食を介しての感染が感染拡大の原因

家族内感染や院内感染は感染拡大の結果である

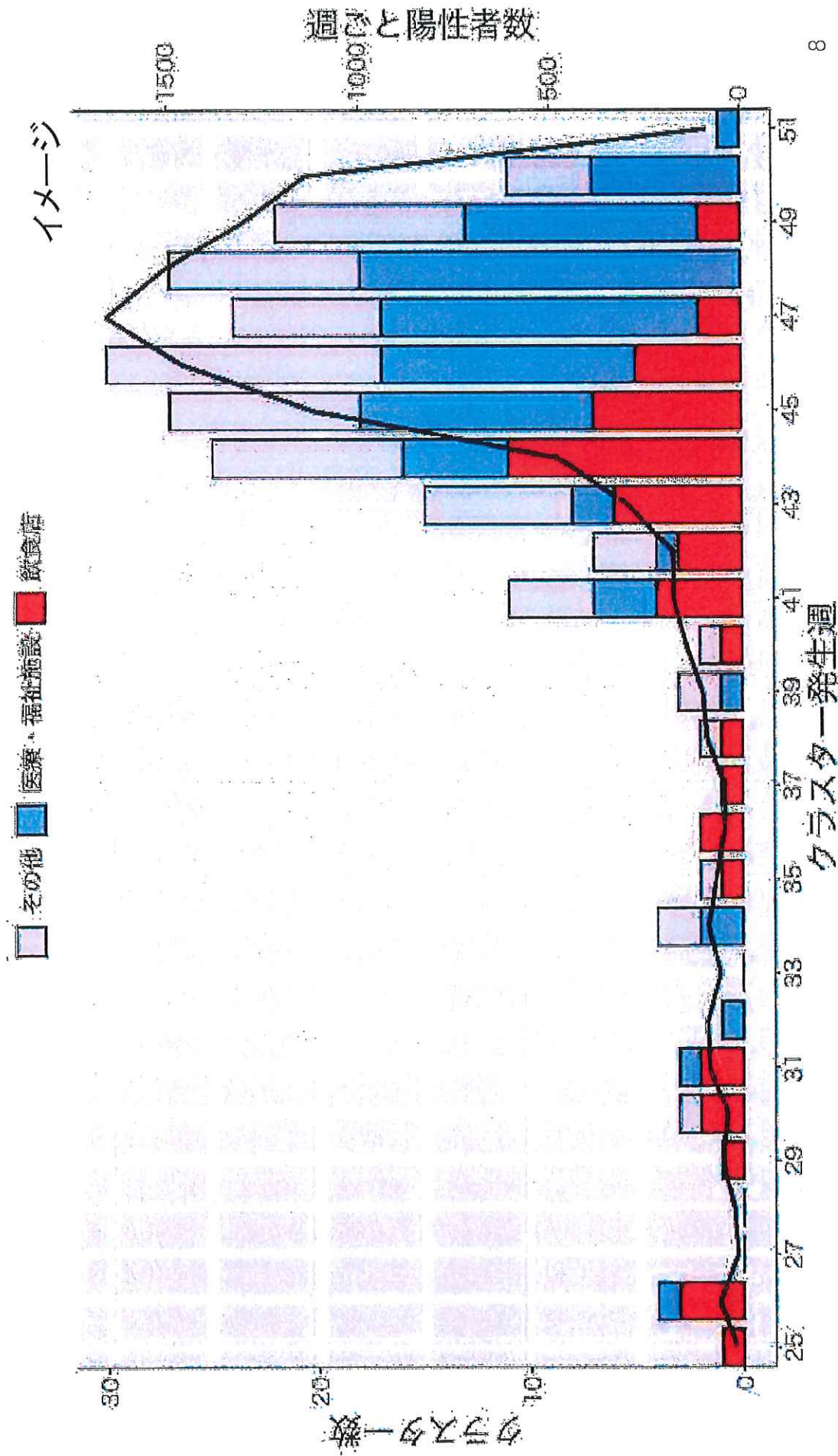
感染経路別の
症例数ピークの推移



出典) 令和2年12月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会「現在直面する3つの課題」より抜粋

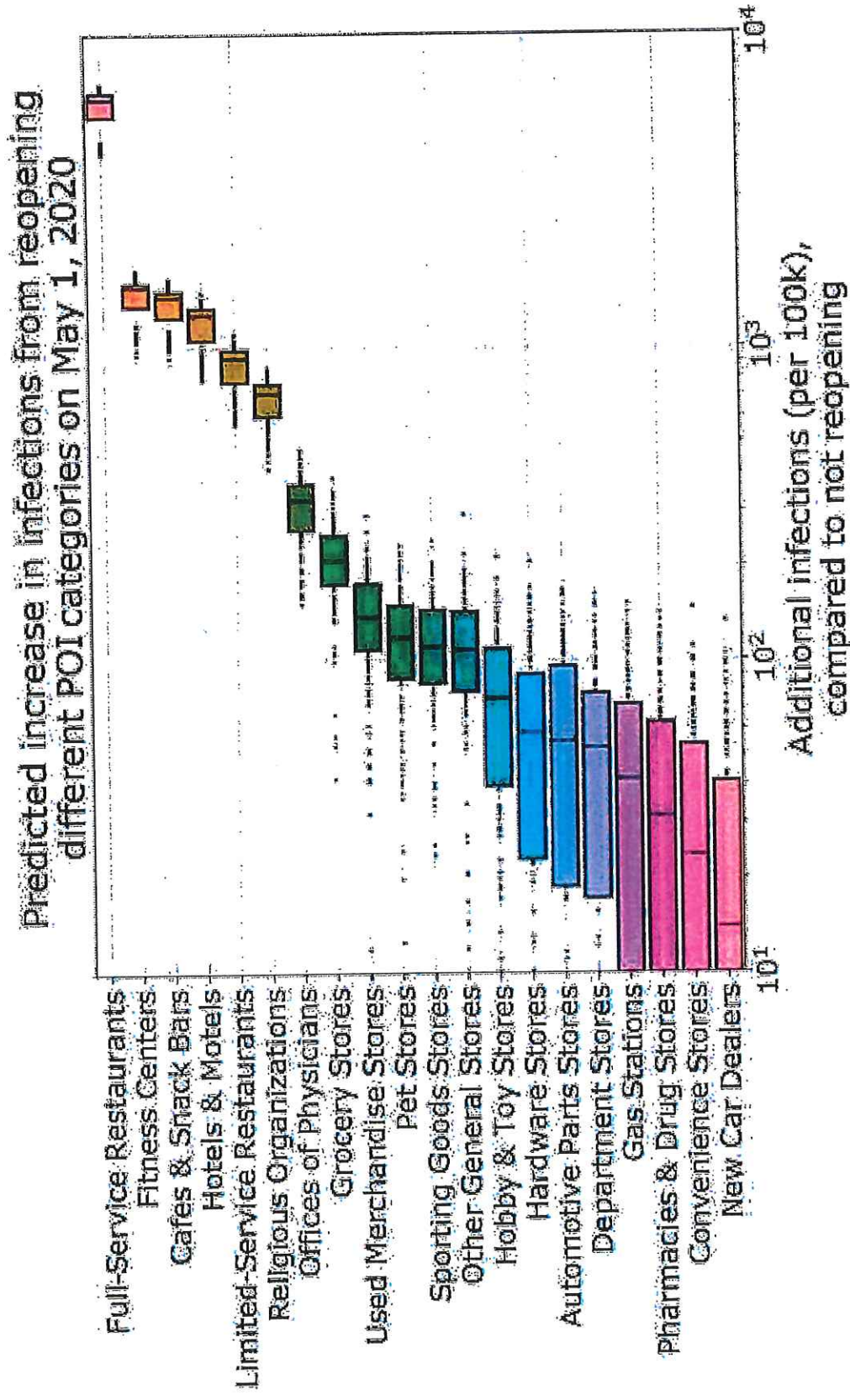
課題③：感染拡大の重要な要素の1つ：飲食を介しての感染

クラスターの発生は**飲食店で先行**した後に**医療・福祉施設で発生**する



課題③：感染拡大の重要な要素の1つ：飲食を介しての感染

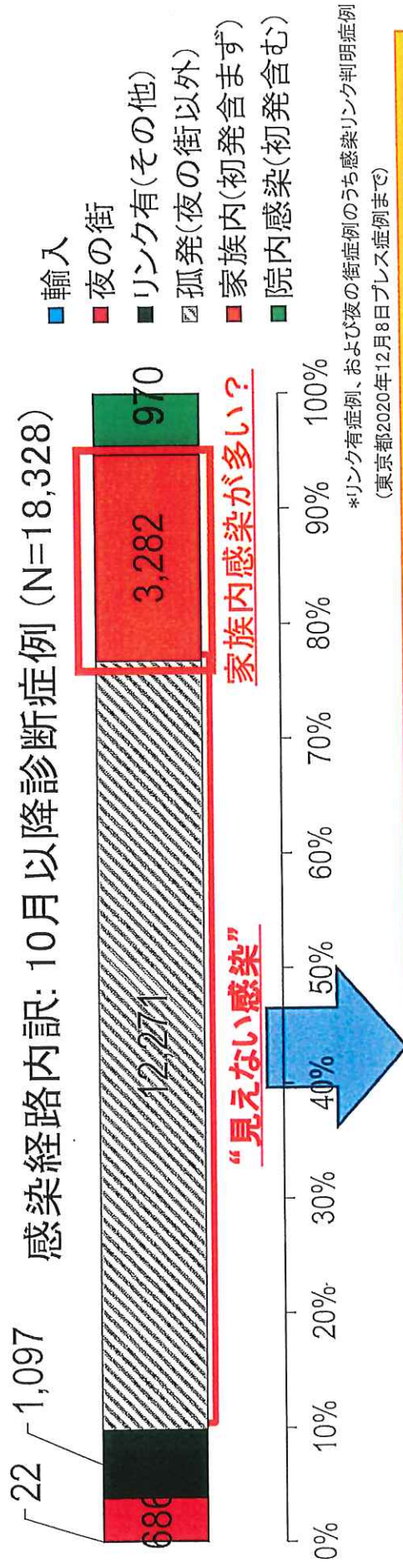
レストランの再開が感染を最も増加させる



(出典) Chang S, et al. Mobility network models of COVID-19 explain inequities and inform reopening. Nature. 2020 Nov 10.

課題③：感染拡大の重要な要素の1つ：飲食を介しての感染

例えば東京都では“見えている感染”だけを見ると家族内感染が最も多いが“見えない感染”を“見る”と…



1. 東京などの都市部では、感染者数が多いことに加え、人々の匿名性が地方に比べ高いことから、感染経路不明(“見えない感染”)の割合が多い(東京都では約6割)。
2. しかし、この感染経路が分からない感染の多くは、飲食店における感染によるものと考えられる。その理由は以下a b cである。

- a. これまでのクラスター分析の結果、日常生活の中では、飲酒を伴う会食による感染リスクが極めて高く、クラスター発生の主要な原因の一つであることが分かっている。
- b. 感染経路が判明している割合の高い地方でも、飲酒を伴うクラスター感染が最近になっても多く報告されている。
- c. 欧州でもレストランを再開すると感染拡大に繋がることが示されてる。

【説明文書】

居宅サービス事業所等の従事者に係る優先接種 について。

○新型コロナウイルス感染症が拡大し、地域において病床がひっ迫する場合には、在宅の要介護高齢者や要支援者が新型コロナウイルス感染症に感染し、やむを得ず自宅療養を行う場合があります。このような場合、居宅サービス事業所等の従事者も、こうした自宅療養を余儀なくされる高齢の患者等に直接接し、介護サービスの提供等を行うことが想定されます。

○こうした状況を踏まえ、

- ・居宅サービス事業所等が、新型コロナウイルス感染症により自宅療養中の高齢の患者及び濃厚接触者に直接接し、介護サービスの提供等を行う意向を市町村に登録し、
- ・上記事業所の職員で、当該介護サービスの提供等を行う意思を有する方

について、市町村が優先接種の対象に含むことができることとされています。

(この欄は、必要に応じて活用してください)

私は、居宅サービス事業所等の従事者に係る優先接種の趣旨について十分な説明を受け、よく理解した上で、優先接種を希望します。

令和 年 月 日

(氏名)

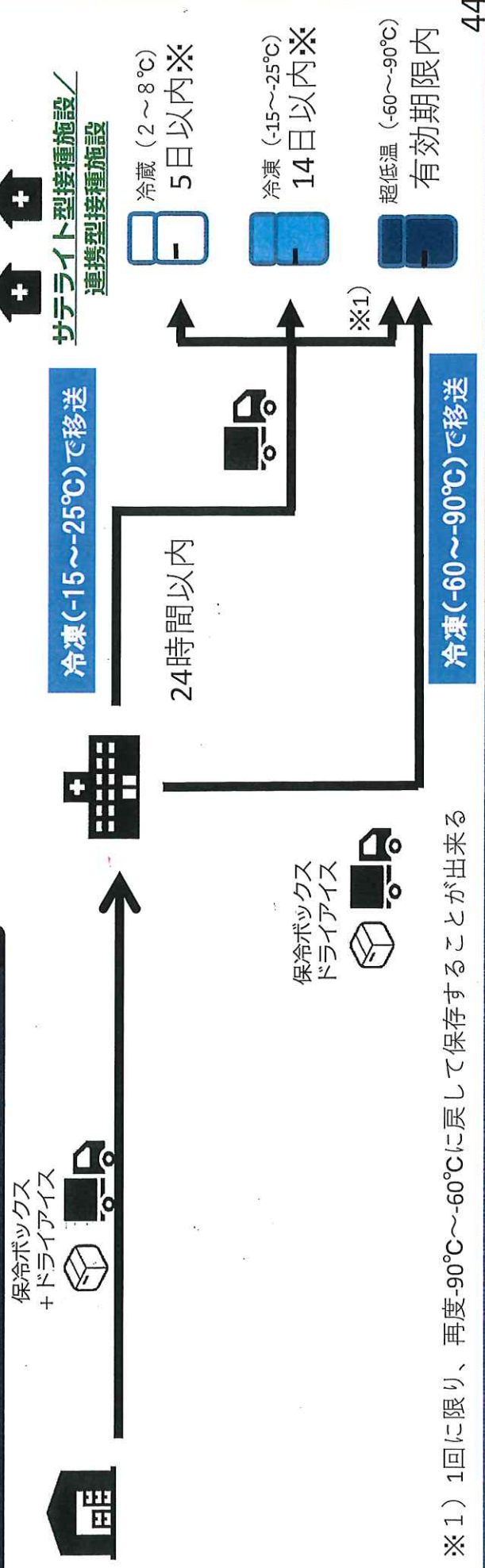
ファイザーのワクチンの配送・保管温度の関係

(基本型接種施設) DFが配置され、ファイザー社から直接、冷凍ワクチンの配送を受け、保管が可能な施設
 (連携型/サテライト型接種施設) 基本型接種施設から、冷凍・冷蔵でワクチンの小分け移送を受け、保管可能時間内に接種する施設

現在、示している移送と保管の取扱い



-10℃~-60℃の移送・管理の取扱い



令和3年4月9日
日本年金機構

ご照会（令和3年4月8日）について

○ マニュアルの現物をご持参ください。

（ご回答）

中国の委託先が使用していたマニュアルの現物は、保有していません。